

定口座内保管上場株式等の取扱いに係る説明書

お客様が松井証券株式会社(以下「当社」といいます。)に開設された特定口座における上場株式等(以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。)の取扱いにつき、次に掲げる事項につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 平成 21 年 6 月までの一定の日に株券の電子化が実施される予定となっていることから、円滑に同制度に移行するためには、特定口座内保管上場株式等は、株券の電子化の実施時期まで継続してお預けいただくことがお客様にとって望ましいと考えられます。
2. 当社は、税法上の規定に基づき、お客様が当社に開設された特定口座における譲渡損益及び源泉徴収税額の計算等並びに年間取引報告書の作成等を適正に行う義務があることから、本制度の趣旨を逸脱することがないように努めなければなりません。
3. お客様がやむを得ない事由により、特定口座内保管上場株式等を引き出す場合には、上記 1、2 の観点から、原則として口座間の振替による方法により行う必要があります。なお、お客様の引き出した上場株式等につきましては、一般口座において管理することが望ましいと考えられます。
4. 特定口座内保管上場株式等を他の証券会社の特定口座へ移管する場合は、所定の「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」、相続又は遺贈により他の名義の特定口座へ移管する場合は、所定の「相続上場株式等移管依頼書」等、特定口座を廃止する場合は、所定の「特定口座廃止届出書」をご提出いただきます。

以上